

日本福祉大学附属高等学校同窓会会則

第1条 本会は、日本福祉大学附属高等学校同窓会と称し、本部を日本福祉大学附属高等学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と教養の向上を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦
- (2) ホームページの運用および会報の発行
- (3) 会員名簿の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は、日本福祉大学附属立花高等学校、立花高等学校及び日本福祉大学附属高等学校卒業生で組織する。

2 第1項の会員でない者であっても、幹事会で認めた者は会員とすることができる。

3 会員は、卒業年度、氏名、住所等を記して本会に届け出るものとする。また、それらに異動を生じたときも同様とする。

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 会計 2人
- (4) 常任幹事 15人以内
- (5) 幹事
- (6) 監事 2人

第6条 会長、副会長、会計(1人)、常任幹事ならびに監事は、幹事会において選任する。

2 副会長の1人は、日本福祉大学附属高等学校長が務める。

3 会計の1人は、日本福祉大学附属高等学校事務職員の中から会長と事務長の協議により会長が委嘱する。

4 幹事は、各年度の卒業生の中からクラスごとに1名を互選し、幹事会において承認する。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

7 欠員によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 会計は、金銭の出納ならびに財務管理を行う。
- 4 常任幹事は、分担して本会の諸事業の推進に当たる。
- 5 幹事は、同期会の事業の運営に当たるとともに、本会の諸事業の運営に参加する。
- 6 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

第 8 条 諸事業の運営のため、必要に応じ常任幹事会の下に委員会を置くことができる。

第 9 条 本会に顧問を置く。顧問は、日本福祉大学附属高等学校教職員の中から会長と校長の協議により会長が委嘱する。

- 2 顧問は、本会の活動の支援ならびに日本福祉大学附属高等学校との連携の役を担う。

第 10 条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、常任幹事会の推薦に基づき幹事会において決定する。

第 11 条 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、必要に応じて開催するものとし、議事は会長が定める。議長は会長が務める。

- 3 幹事会は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会は、第 5 条の(1)から(5)の役員および第 9 条の顧問をもって構成し、年 1 回以上開催するものとする。議長は会長が務める。なお、監事は、幹事会に出席し監査報告を行うほか必要な意見を言うことができる。

- (2) 幹事会は、会則、年度の事業計画、予算・決算、役員の選任、会費、その他会長が定める事項について審議・決定する。

- (3) 幹事会における議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、同数の場合は議長がこれを決する。

- 4 常任幹事会は、次のとおりとする。

- (1) 常任幹事会は、第 5 条の(1)から(4)の役員および第 9 条の顧問をもって構成し、必要に応じて開催する。議長は会長が務める。なお、監事は、常任幹事会に出席し必要な意見を言うことができる。

- (2) 常任幹事会は、幹事会の決定に基づき会務の執行に当たる。

第 12 条 本会の会費は、入会金、年会費、寄付金その他の収入をもって当てる。

- 2 入会金は 5,000 円とし、卒業年度に納入するものとする。

- 3 年会費は別に定める。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 14 条 会員名簿は、5 年毎に発行する。

第 15 条 慶弔は、会長の判断により行うことができる。

附則

1. この会則は、平成 11 年 8 月 27 日から施行する。(全文改正)
2. この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(全文改正)
3. この会則は、平成 30 年 7 月 13 日から一部改正施行する。